平成２８年（フ）第９１号
三重県桑名郡木曽岬町大字富田子300番地５　グリーンハイツ木曽岬別棟
債務者　後藤ヨシオこと　ＧＯＴＯ　ＹＯＳＨＩＯ
１　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
三重県桑名郡木曽岬町大字栄59番地
債務者　伊藤　由紀
１　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第５６５号
京都市西京区上桂森上町19番地３
債務者　髙木　真理（旧姓岡本）
１　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５８４号
京都市伏見区深草西浦町６丁目65番地　深草団地１棟305、前住所大阪府寝屋川市三井南町25番10号
債務者　類家　妙子
１　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５８６号
京都市西京区大枝西新林町４丁目５番地10棟404号
債務者　山田悠加利
１　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３０７号
兵庫県西宮市今津出在家町10番19―810号、前住所兵庫県豊岡市城崎町湯島1039番地の２（西村屋桜花寮208号）
債務者　重村　惠美
１　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１５号
兵庫県西宮市甲子園三番町７番15号、前住所大阪市北区中崎西１丁目９番８―306号
債務者　太田　祐規
１　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１６号
兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目34番16号、前住所兵庫県尼崎市武庫元町１丁目28番２―701号
債務者　小濱　　亨
１　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４５号
奈良県桜井市大字上之庄540番地　Ｂ202
債務者　米山　　光
１　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７１号
鳥取県鳥取市気高町新町３丁目40番地　コーポミサ210号、旧住所三重県四日市市大宮町17番１号　シティハイツサンシャイン２Ａ
債務者　宮岡　直子（旧姓蒲）
１　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５１号
愛媛県四国中央市川之江町2217番地28
債務者　矢野　正敏
１　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１１８号
佐賀市多布施２丁目７番12号　松隈アパート１号、前住所佐賀市巨勢町大字牛島471番地２　グリーンビレッジＤ棟208号
債務者　犬塚　準一
１　決定年月日時　平成28年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
佐賀県多久市北多久町大字小侍692番地43　メゾンボヌールＡ－３号
債務者　田口麟太郎
１　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
佐賀県多久市南多久町大字長尾3908番地３
債務者　宮原　弘子
１　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９３号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目10番21―103号、前住所京都府宮津市字文珠379番地　ジョイフル寮202号室
債務者　大濱　友美
１　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３３５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目20番12号　Ｓ　Ａサイレンス201
債務者　志岐　勝己
１　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目20番12号　Ｓ　Ａサイレンス201
債務者　志岐　久美
１　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係